

令和4年度認可外保育施設指導監督結果

令和5年3月31日現在

実地調査日	施設名	種別	文書指摘事項	改善報告日	改善状況	証明書交付
R4.5.16	足立 麻衣	ベビーシッター	食事の提供（調乳等）を行う場合には、おおむね月1回検便を実施すること。	R4.7.14	改善済	○
R4.5.16	大塚 晶子	ベビーシッター	食事の提供（調乳等）を行う場合には、おおむね月1回検便を実施すること。	R4.6.27	改善済	○
R4.5.19	江角 静香	ベビーシッター	健康診断は1年に1回実施し、その記録を保存すること。	R5.2.3	改善中	
R4.5.24	一宮市立市民病院院内保育所	事業所	1 調理室が養生テープで区切られてはいるが、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができてしまうため、立ち入ることができないように区画等を行うこと。 2 アレルギー疾患を有する子どもの食事対応には、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表の運用により食事対応すること。	R4.7.8	改善済	○
R4.5.26	よこわ保育園	企業主導型	1 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に関して適切な安全管理をすること。 ア ウッドデッキに柵はなく、高さがあり危険なため、転落防止対策を講ずること。 イ 柵の上の焼物、玄関の鉢植え等落下の恐れのあるものを撤去または落下防止対策を講ずること。 ウ トイレ薬品等は沐浴シンク下に収納し、施錠等を行うこと。 エ 便器横の清掃道具は、児童の手の届かない場所に置くこと。 オ 消火器の転倒防止策を講ずること。 カ 乳児ベッド横のブラインドの紐が、首や手足に絡まり危険であるため、児童の手の届かない位置にすること。 キ 水遊び予定場所のコンセントに、濡れた手で触れる可能性があるため、カバーをつける等の防止策を講ずること。 2 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、速やかに訓練を実施すること。 3 施設の見やすい場所に施設及びサービスに関する内容を掲示しておくこと。 4 労働基準法に基づく労働者名簿を整備しておくこと。	R4.7.20	改善済	○
R4.5.31	のびのび広場なかまち保育園	企業主導型	なし			○
R4.6.2	まつまえ保育園	企業主導型	1 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 2 令和4年5月の職員勤務実績において、労働基準法に基づく休憩時間の確保が困難と思われる開所日（5月14日（土））が見受けられた。職員配置体制を適正に管理すること。	R4.7.25	改善中	
R4.6.6	いろいろ保育室	一般	1 調理室は、乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう処置を施すこと。 2 消火用具（消火器等）を設置すること。 3 消防法上、防火管理者の選任及び消防計画の作成についての届出が必要ない場合であっても、乳幼児の安全確保の観点から、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画を策定しておくこと。 4 利用児について虐待等不適切な養育が疑われる場合に連携する専門的機関を把握し、連携できるよう連絡先一覧を整えること。 5 保護者の連絡先や消防署、病院等、緊急時の連絡先一覧表を整えること。 6 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成すること。 7 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態等をきめ細かに観察し、顔の向きや異常の有無等を記録すること。 8 誤嚥、誤飲等のリスク回避のため、事故防止の観点から施設内の安全点検を定期的に行い、その記録を残すこと。 9 事故発生時に適切な救命処置が可能となるような訓練を行うこと。 10 施設及びサービスに関する内容の掲示について、次の項目を追記するとともに、全体を見直した上で施設の見やすい場所に掲示し直しておくこと。 ア 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 イ 緊急時等における対応方法 ウ 非常災害対策 エ 虐待の防止のための措置に関する事項 オ 設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） また、施設内外の掲示において、夜間保育の実施の表記が見受けられた。開所時間については実態に即した表記に修正すること。	R4.8.5	改善済	○
R4.6.7	どれみ保育園	事業所	1 調理後の刻み対応を行っている保育士も、概ね月1回の検便を実施すること。 2 アレルギー疾患を有する子どもの食事対応には、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表の運用により食事対応すること。	R4.8.9	改善済	○
R4.6.7	どれみ末広保育園	事業所	1 乳幼児の保育を適切に行うことができる保育室の面積を確保すること。 2 アレルギー疾患を有する子どもの食事対応には、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表の運用により食事対応すること。	R4.8.9		※令和4年8月7日をもって廃止
R4.6.9	ル・デンタ保育園	企業主導型	消防法上、防火管理者の選任及び消防計画の作成についての届出が必要ない場合であっても、乳幼児の安全確保の観点から、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画を策定しておくこと。	R4.6.17	改善済	○
R4.6.14	たんぼぼ加茂の里・託児所	事業所	なし			○
R4.6.14	たんぼぼ鶴の里託児所	事業所	なし			○
R4.6.16	たんぼぼデイサービス森本	事業所	労働基準法に基づく休憩付与時間帯においても、保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備すること。	R4.7.26	改善済	○
R4.6.16	たんぼぼ温泉デイサービス一宮	事業所	なし			○

R4.6.21	医療法人尾張健友会 千秋病院ふんぶん保育室	事業所	重大事故や所在不明等の事態発生時に速やかに当該事実を一宮市役所保育課に報告できるよう、所定の様式を準備しておくこと。	R4.8.18	改善済	○
R4.6.23	特別養護老人ホームアルメゾンみづほ内保育所	事業所	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表に基づき、適切な対応を行うこと。	R4.7.15	改善済	○
R4.6.25	どんぐり保育所	事業所	保育に従事する職員に対する労働安全衛生法に基づく健康診断は、採用時及び年に1回実施すること。	R4.8.1	改善済	○
R4.6.28	さくらゆうゆう保育園	企業主導型	なし			○
R4.6.28	院内保育室「ちびっこハウスさくらんぼ」	事業所	なし			○
R4.6.30	ぼちぼちえん一宮	事業所	<p>1 保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備すること。</p> <p>2 児童虐待防止のための研修用ワークブック「これって虐待？」等を参考に、施設内での学習や専門機関との連携体制を整えること。</p> <p>3 身長や体重など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行い、その記録を残すこと。</p> <p>4 預かり児の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施し、その記録を残すこと。</p> <p>5 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成すること。</p> <p>6 弁当やおやつ配膳、ほくし等、調理業務にかかわる職員は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p> <p>7 施設内の整備について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参考にし、定期的な点検とその記録を残すこと。</p> <p>8 誤嚥や誤飲につながるものを除去し、安全確保した環境で保育していることがわかる記録を残すこと。</p> <p>9 外部の救命救急研修等の情報を積極的に入手し、施設内での事故発生時に適切な判断ができるよう訓練を行うこと。</p> <p>10 重大事故や所在不明等の事故発生時に、速やかに一宮市保育課へ報告できるよう、所定の様式を準備し、また、当該事故の記録及び検証することで再発防止対策をする体制を整えること。</p> <p>11 施設及びサービスに関する内容について、施設を利用しようとする者が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>12 立入調査当日において、次の調査内容に係る関係書類を確認できなかったため、速やかに市へ提示すること。</p> <p>ア 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定状況</p> <p>イ 職員の健康診断の実施状況</p> <p>ウ 労働基準法等に基づき備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況</p>	R4.12.23	改善中	
R4.7.1	株式会社ソー事業所内託児所	一般	<p>1 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳児検診結果が記載された母子手帳の写しの提出を受けること。</p> <p>ア 受診期間は概ね6か月を目安とし、利用児の健康診断の受診状況を把握すること。</p> <p>イ 乳児健診も含め受診期間が空く場合は、保護者による健康診断受診を依頼し、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見に努めること。</p> <p>2 誤嚥や誤飲につながるものを除去し、安全確保した環境で保育していることがわかるようチェックリストなどの記録を残すこと。</p> <p>3 外部の救命救急等の情報を積極的に入手し、施設内での事故発生時に適切な判断ができるよう訓練を行うこと。</p> <p>4 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市役所に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p> <p>5 施設及びサービスに関する内容の掲示について、次の事項を追記するとともに、現状の運営内容に合わせて全体を見直すこと。</p> <p>ア 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>イ 提携している医療機関の氏名、所在地及び提携内容</p> <p>ウ 緊急時等における対応方法</p> <p>エ 非常災害対策</p> <p>オ 虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>カ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別</p> <p>6 サービス利用者に対して交付する契約内容の書面等について、次の事項を追記すること。</p> <p>ア 設置者の氏名</p> <p>イ 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>ウ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>7 保育利用契約の更新がなされていない利用者が一部見受けられたため、漏れなく行うこと。</p>	R4.10.18	改善中	
R4.7.5	フィリオ末広保育所	企業主導型	なし			○
R4.7.7	La Porte International Kindergarten	一般	調理に携わる職員は、おおむね月1回検便を実施すること。	R4.8.23	改善済	○
R4.7.12	Acorn International Preschool	一般	なし			○
R4.7.20	泰玄会病院院内託児所	事業所	<p>1 乳幼児の健康状態の確認のため、入所児の利用前もしくは利用直後の健康診断の結果記録を残すこと。</p> <p>2 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考にし、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表の運用により食事対応すること。</p>	R4.9.9	改善済	○
R4.7.21	フィリオ神山保育所	企業主導型	なし			○

R4.7.26	子どものお家	ベビーホテル	<p>1 消防法上の消防計画の作成、届出の必要が無い場合であっても、非常災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画を策定しておくこと。</p> <p>2 感染症にかかった乳幼児の再登園時には、保護者がかかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出を求め保管しておくこと。また、与薬をする場合は、医師名、薬の種類、内服方法を具体的に記載した与薬依頼書に基づく配慮をすること。</p> <p>3 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市に報告する体制を整え、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p> <p>4 事故発生時の対応マニュアルの作成をすること。また、重大事故が発生した場合には、事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。</p> <p>5 施設及び提供するサービスに関する内容について、利用者の見やすいところに掲示すること。</p> <p>6 利用者に対して交付する契約内容を記載した書面について、次の項目を追記するとともに、書面全体の体裁を整えること。</p> <p>ア 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>イ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>ウ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> <p>7 労働基準法等の法令に基づく労働関係書類（労働者名簿、賃金台帳等）を整備しておくこと。</p>	R4.9.13	改善中	
R4.7.27	Head Start International Preschool	一般	なし			○
R4.8.2	ヤクルト一宮保育ルーム	事業所	<p>1 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳児健診結果が記載された母子手帳の写しの提出を受けること。</p> <p>ア 受診期間は概ね6カ月を目安とし、利用児の健康診断の受診状況を把握すること。</p> <p>イ 乳児健診も含め受診期間が空く場合は、保護者による健康診断を依頼し、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見に努めること。</p> <p>2 労働安全衛生法に基づき事業者が実施が義務付けられている一般健康診断の実施管理を漏れなく行うこと。</p> <p>3 おやつや配膳や弁当のほくし等を行っている職員は、概ね月1回の検便を実施すること。</p> <p>4 誤嚥や誤飲につながるものを除去し安全確保した環境で保育していることがわかるよう、チェックリスト等の記録を残すこと。</p> <p>5 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、保育従事者は救急救命講習を受講すること。</p> <p>6 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p>	R4.11.1	改善中	
R4.8.2	ヤクルト玉野保育ルーム	事業所	<p>1 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳児健診結果が記載された母子手帳の写しの提出を受けること。</p> <p>ア 受診期間は概ね6カ月を目安とし、利用児の健康診断の受診状況を把握すること。</p> <p>イ 乳児健診も含め受診期間が空く場合は、保護者による健康診断を依頼し、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見に努めること。</p> <p>2 おやつや配膳や弁当のほくし等を行っている職員は、概ね月1回の検便を実施すること。</p> <p>3 誤嚥や誤飲につながるものを除去し安全確保した環境で保育していることがわかるよう、チェックリスト等の記録を残すこと。</p> <p>4 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、保育従事者は救急救命講習を受講すること。</p> <p>5 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p>	R4.11.1	改善中	
R4.8.4	ヤクルト木曾川保育ルーム	事業所	<p>1 調理後の刻み対応を行っている保育士は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p> <p>2 誤嚥や誤飲につながるものを除去し、安全確保した環境で保育していることがわかるようチェックリスト等の記録を残すこと。</p> <p>3 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p>	R4.11.1	改善中	
R4.8.4	ヤクルト馬引保育ルーム	事業所	<p>1 乳幼児の健康診断の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回実施し、その結果を個人ごとに保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳児健診結果が記載された母子手帳の写しの提出を受けること。乳児健診も含め受診期間が空く場合は、保護者による健康診断を受診を依頼し、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見に努めること。</p> <p>2 トングでおやつを皿に配膳する等の対応を行っている保育士は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p> <p>3 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p>	R4.11.1	改善中	
R4.8.9	ヴィヴァキッズ	事業所	<p>1 労働基準法に基づく休憩付与時間帯においても、保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備すること。</p> <p>2 乳幼児の健康状態の確認のため、健康診断を入所前に行い、その結果を個人ごとに保存しておくこと。入所前に未実施の場合は、保護者から健康診断書または乳児健診結果が記載された母子手帳の写しの提出を受けること。</p> <p>3 調理に携わっている保育士は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p>	R4.9.22	改善済	○

R4.9.27	介護老人福祉施設 西御堂の里三笠	事業所	<p>1 非常災害に対する定期的な訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施し、記録しておくこと。</p> <p>2 利用児について虐待等不適切な養育が疑われる場合に連携する専門的機関を把握し、連携できるよう連絡先一覧を整えること。</p> <p>3 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、職員への周知を徹底すること。</p> <p>4 刻む等の調理に携わる職員は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p>	R4.11.1	改善済	○
R4.9.27	一宮市秋の里特別養護老人ホーム	事業所	<p>1 キッチンばさみで刻む等の調理に携わる職員は、おおむね月1回の検便を実施すること。</p> <p>2 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考にし、医師の診断及び指示に基づく生活管理表の運用により食事対応すると共に、書類を保存しておくこと。</p> <p>3 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市役所に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。</p>	R4.11.9	改善済	○
R4.9.29	なごみん尾西園	企業主導型	なし			○
R4.9.29	なごみん木曾川園	一般	なし			○